

寄居町の国保財政が危ない！



昨年12月に開催された定例会では、全11件の議案を審議しました。この中で特筆すべきは、約2億7000万円の増額補正が組まれた国民健康保険（国保）特別会計。なぜここまで大型の補正予算を組まなければならないのでしょうか。今号では、危機的な状況にある寄居町の国保財政にスポットを当てました。ぜひ、ご一読ください。寄居町議会も、皆さんと一緒に考え、行動していきたいと考えています。

国保は町が運営

国民健康保険制度は、病気やけがに備えて、加入者がお金（保険料）を出し合って医療費などを補助する「助け合いの制度」。運営は町が行っています。農業に携わっている方、お店を経営している自営業の方や、退職して職場の健康保険などを辞めた方とその家族などが加入する医療保険です。また、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者としているため、年金受給者や失業した方などが加入することになります。

現役世代が加入している被用者保険（※1）に比べ、高齢者や無職の方を多く抱え、また担税能力（※2）が低い方の加入割合が高くなることになり、制度そのものに課題を抱えている現状があると言えます。

増え続ける医療費

寄居町の医療費は、年々増え続け、平成22年度には前年度比10%以上も増加しました。

今年度もさらに増え続けています。

医療費が大幅に増加している要因の一つが、加入者の急速な高齢化。国保加入者のうち、65歳以上の方の割合は約32%で、「3人に1人が高齢者」という状況なのです。

もう一つが医療の高額化。特にレセプト（※3）1件当たり数十万円といった高額の医療費の増加が目立ちます。

積立金も底をつき

国民健康保険特別会計は一般会計と分けられており、本来は単独でやりくり（保険給付費の増加で不足する分は、国保税の増税などで賄う）しなければなりません。しかし、低迷する経済情勢の中で、すべてを国保税として賦課することは難しいため、やむなく一般会計からの繰入金で不足額を補っています。この繰入金は、法律に定められた繰入金以外の繰り入れという意味で「法定外繰入金」と呼ばれています。

多額の補正予算

12月定例会では、平成23年度上半期の医療費の伸びの状況も踏まえ、2億4811万円の保険給付費の追加を含む2億764万8000円の補正予算が上程（※5）されました。議会ではこの現状を厳しく受け止め、文教厚生常任委員会に付託（※6）。その後、本会議において慎重審議を行い、結果、全員賛成で可決したところです。これを受けて、今回の歳入補正には、一般会計から1億円の法定外繰入を行いました。当初予算と合わせると計3億円が繰り入れられることになります。

健康づくりのまち

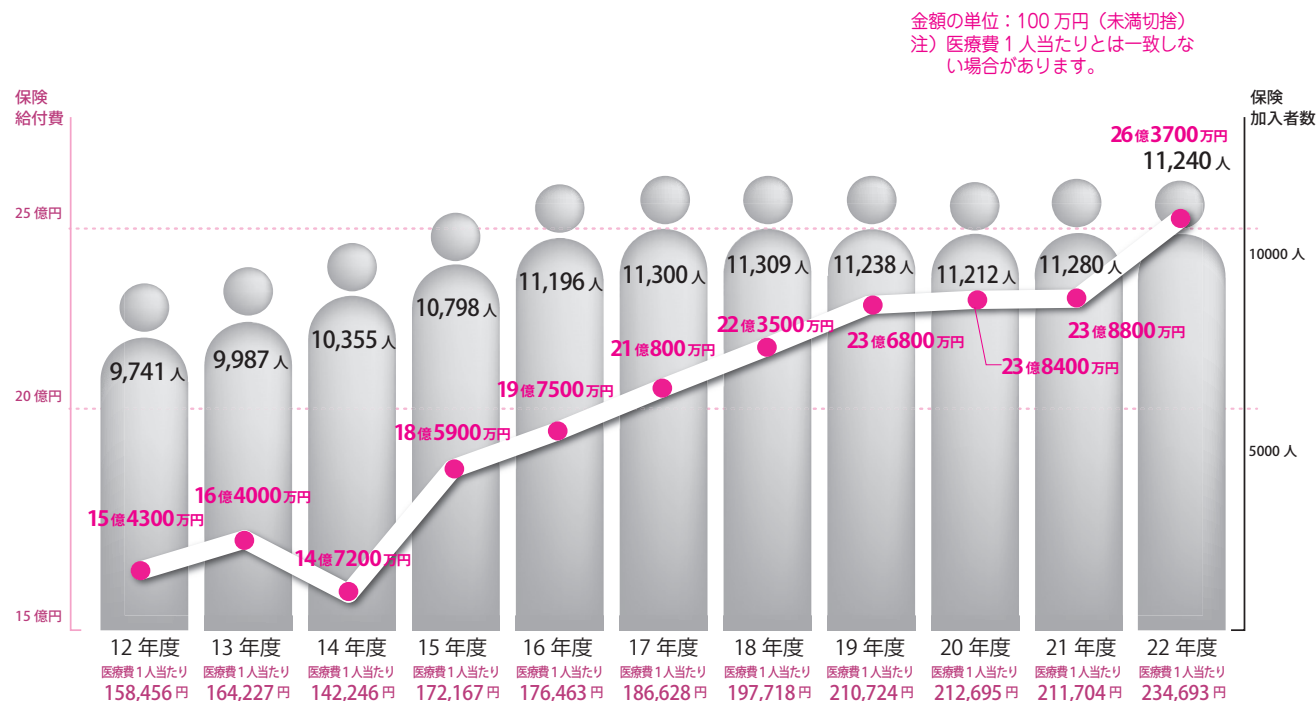
町は、国保の現状と課題を分析し、健全化に向けた取り組みのための計画づくりを進めながら、同時にできることから取り組みを始めています。また、町民の健康づくりに関する取り組みを全庁的に進めるために、昨年5月に「介護・医療・福祉

特集：寄居の国保、お財布事情

寄居町の国保財政が危ない！

寄居町国民健康保険に加入している人数と保険給付費の推移

保険給付費は、平成14年度に一度減ったものの、以降は右肩上がりに増加しています。被保険者数（人型グラフ）と給付費（折れ線グラフ）の増加は比例しておらず、給付費の伸びが大きくなっていることがわかります。



第25回ふれあい広場にて「健康づくりのまち宣言」をされる島田町長